

I P 通信網サービス契約約款 別冊(シェアード I P – P B X サービス)

【現改比較表】 2026年6月29日現在

～2026年6月28日

2026年6月29日～

第1条～88条（略）					第1条～88条（略）				
別記（略）					別記（略）				
料金表					料金表				
通則（略）					通則（略）				
第1表（略）					第1表（略）				
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））					第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））				
1 適用（略）					1 適用（略）				
2 工事費の額					2 工事費の額				
2-1～2-3(略)					2-1～2-3(略)				
2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの					2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの				
第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容変更に関する工事					第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容変更に関する工事				
区分				単位	区分				単位
ア 交換機等工事費	(ア)利用の開始に関する工事の場合	(略)		(略)	(略)	ア 交換機等工事費	(ア)利用の開始に関する工事の場合	(略)	
		上記以外のもの	下記以外のもの	(略)	(略)			上記以外のもの	下記以外のもの
			当社が指定する方法による即時開通工事の場合	—	—				当社が指定する方法による即時開通工事の場合

	(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)		(略)	(略)
		上記以外のもの	下記以外のもの	(略)	(略)
			当社が指定する方法による即時開通工事の場合	—	—
イ 上記以外の工事費	(略)			(略)	(略)

第3表 (略)

料金表別表 1 ～別表 2 (略)

	(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)		(略)	(略)
		上記以外のもの	下記以外のもの	(略)	(略)
			当社が指定する方法による即時開通工事の場合	—	—
イ 上記以外の工事費	(略)			(略)	(略)

備考

本表に掲げるア（交換機等工事費）（ア）（イ）の「当社が指定する方法による即時開通工事の場合」には、付加機能「特定番号通知機能」「転送先特定番号機能」に係る当社が指定する方法による工事を含みます。

第3表 (略)

料金表別表 1 ～別表 2 (略)

	<u>附 則（令和8年6月24日 CAS1サ第000400011397-01号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 8 年 6 月 29 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
--	---